

# 東洋医療を考える会 会報

発行元:NPO 法人 東洋医療を考える会

住所 渋谷区代々木2-39-7メゾン代々木201号

TEL 03-3375-6151 / FAX 03-3299-5275

メール [iryokangaeru@waltz.ocn.ne.jp](mailto:iryokangaeru@waltz.ocn.ne.jp)

ホームページ <http://npo-iryoo.org/>



## 「体験マッサージ」のお知らせ

日時 6月20日(木) 1時~3時

7月18日(木) 1時~3時

会場 東京都内(希望者には別途ご連絡します)

お1人の治療は20分~30分です。資料代1000円をいただきます。

治療資格を取得し治療家の方々が、みなさまのご相談にのり、  
治療を体験していただきます。

是非、ご利用ください。

ご連絡は下記、山口までお願いします。

NPO事務局 山口充子

(090-1435-3715)

8月はお休みです。



# 桜さかりの牧野記念庭園



4月7日「NPO 法人東洋医療を考える会」は大泉学園にある「牧野記念庭園」を散策しました。

牧野記念庭園は植物学者牧野富太郎博士が大正15年から亡くなるまでの30余年間を過ごした住居と庭園が保存されています。

園内にはスエコザサ、さくら仙台屋など博士のゆかりの深い植物が300種類以上も育成するほか、博士の使っていた家屋がのこされ

ており、博士の在りし日の面影を伝えています。

当日は天候にも恵まれました。桜が好きだった博士の庭園の桜は花盛りでした。

かたくりの花、すみれの花、ヤマブキの花などなど、見てまわるとよい気に囲まれ、おおらかな気持ちになりました。

資料館を見学すると、牧野博士が一生、

植物に打ち込み、日本の植物分類学の基礎を築いたその業績を知ることができます。

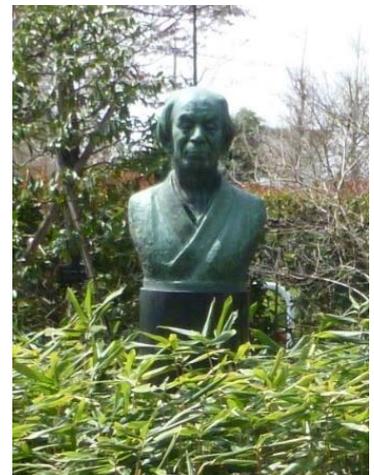
一休みしていると、そよ風が吹いてきて何時までもここにいたい気分になります。

地域の賛助会員さんを含めて7人の参加でした。（田中 榮子）



左の写真  
牧野博士の  
書斎です。

右の写真は  
牧野博士の  
銅像です。



## 「NPO 東洋医療を考える会」を活用しよう

NPO 法は、1998年12月1日に施行され26年目を迎えました。

市民の自由な社会貢献活動を促進するための法律として発足しました。

当会も、鍼灸、あん摩マッサージ指圧治療を患者が希望すれば、健康保険より受療できる ようになることが患者の権利であることを掲げて運動を展開してきました。

国民に働きかけなければならないと、2005年に「NPO 医療を考える会」を設立しました。

現在、目標を明確にするために「NPO 東洋医療を考える会」と名称を変更して運動しています。

### 市民団体と意見交換、超党派で練り上げた議員立法

この5月の連休に NPO 法とは何なのか、改めて書籍を図書館で借りて学習しました。

「NPO 法は、超党派で、各党がつくった独自の法案をもとに、練り上げられ完成した議員立法であり、さらに各分野の市民団体と数多くの意見交換を重ね、その意見を反映してできた極めて特筆すべき法律です。」と記されていました。

何を目的にするのか NPO 法2条1項で次の20分野のいずれかに該当する活動であること、その1番に挙げられているのは、「**保健、医療又は福祉の増進を図る活動**」と記されていました。

### 私たちの運動目標ですね。

5月19日（日）NHK のテレビ番組で「東洋医学を科学する」という題で放映がありました。ご覧になった方も多いと思います。

要旨、はり、きゅう治療で、腸内細菌の働きを活発にし、迷走神経を刺激しその働きで、免疫力を高め難病を克服するという内容でした。

世界各国で、はり、きゅう治療を科学的に解明して、活用しようしていることを紹介していました。

私たちが取り組んでいる、東洋医療を活用することを「NPO 東洋医療を考える会」を活用して、運動を発展させましょう。

理事 高橋養蔵





## 東洋医療を是非とも 「健康保険で」安心して治療を受けられるように

2024年5月16日 利根川美代

家の近くにマッサージ指圧の上手な先生をさがしているが、なかなか見つからない。

結果、近くのリハビリテーション科で治療を受けている。しかし、ひざの具合が悪い時はひざ、足だけ、腰椎背骨の後は腰だけ、うで、肩が痛い時は腕と肩だけと部分的な治療だけしかやってもられない。

これはこれで現行の医療制度の仕組み中では、仕方がない事かもしれないが、はり・きゅうやマッサージ指圧治療などの東洋医療ならば、全身バランスを整えながら、局所の治療をやってもらえる。

私の様な患者からみれば、西洋医療も東洋医療もどちらも大事で、東洋医療でひごろからケアしたおかげで、この年まで大病をせずやってこられたと思っている。

素人の私からみても、西洋医学と東洋医学では身体に対する考え方、とらえ方が、そもそもちがうようです。最近ではアメリカ等西洋でも東洋医学を予防医学として、また、リハビリや術後のケアなどにその効果を認めてきているときいています。

日本で長い歴史を持つ東洋医療を是非とも「健康保険で」誰でも安心して、治療を受けられるようにしてほしい、と切に願っています。



## 東洋医療が健康保険で気兼ねなく受けられる様に いろいろな皆さんの協力がありました 普及活動を続けましょう

田中 榮子

私たちは岸イヨさん鍼灸裁判を7年間支援してきました。

岸イヨさん裁判といってもご存じない方もおいでになると思います。

岸イヨさんは左腕を上げると痛む五十肩といわれている病にかかり大変苦労しました。

岸さんは鍼灸治療を続けながらも、詳しい検査が必要ではと考え整形外科の診察を受けたり、また、友人に勧められ一時的に整骨院の治療も受けてみるなどしました。

ところが、病院や整骨院の治療は、問題なく健康保険で処理されたのですが、鍼灸治療の費用は健康保険からは支払われず、岸さん個人の負担になるという問題にぶつかったのです。

岸イヨさんは、鍼灸治療だけは健康保険で治療を受けることができないのはおかしい、このままではいけないと、鍼灸治療費を健康保険から支払うよう求めて、1991年8月28日に宇都宮地方裁判所へ提訴したのです。

岸さんを応援して、金沢大学法学部の井上英夫教授は陳述書を提出していただきました。

井上教授は陳述書により、日本国憲法や国際人権規約の立場からも、本人がかかりたい医療、東洋医療でも西洋医療でも、かかるのは自由であることを述べておられました。

私たちは、井上先生の陳述書を「はり・きゅう治療と療養費支給の可否」というパンフレットにして勉強してきました。

私たちのおこなっている健康保険改善を求める署名運動は、道理のある運動です。

今まで行ってきた署名活動、国民の医療を選ぶ権利を認めなさいという活動は、国民の権理を広げていくためのボランティア活動でした。いろいろな団体を訪問しました。

2014年、井上先生のお知らせで「生存権裁判交流会」に参加しました。

参加者は70人の集会でした。私たちの要望を訴えさせていただき、みなさんころよく協力して下さいました。その中の一人の中年男性のお話が心に残っています。

「私は仕事に事故にあい、身体障害者となり働けなくなりました。今は、生活保護を受けています。東北の冬は寒く暖房をつけたいのですがお金が問題です。着る物をなんじゅうにも着て、布団にくるまり寒さをしのいでいます。」生きるのに精いっぱいの方は沢山いるのです。

2014年長野県上田市のある医療研究集会に参加しました。

その場には、上田市「山宣会」の方たちも研究集会に参加していました。

「山宣会」とは「山本宣二の会」、生物学者として活躍し、労働農民党の代議士となり、戦前の治安維持法に反対し、右翼の兇刃に倒れた山本宣二を忍び、意志を受け継ぐ会です。

山宣会の担当者もよく理解してくれました。お願いした1ヶ月後に、集めていただいた署名を送っていただきました。

2015年「難病患者団体協議会」を訪問。

当日対応してくれた事務局長さんは、一見、健康そうに見えました。熱心にこちらの話聞き、協力して下さいました。そして、半年もたないうちに、その事務局長さんは亡くなりました。

「朝日新聞」の訃報欄でしりました。病気の体で一生懸命、活動しておられたのですね。

その他、エピソードは沢山あります。私たちの要望は道理のある事です。自信をもって頑張りましょう。



お元気のことと存じます。昨日、お見舞いとどきました。

温かいお気持ち感謝いたします。大事に使わせていただきます。

地震、我が家のさき200mのところで崖崩れがありましたが家は無事でした。

夫婦ともに身体も丈夫です。能登の惨状を見ると無事を喜べません。

すぐに飛んでいきたいのですが、ままなりません。せめて募金を考えています。

それにしても、自助、共助、公助で頑張りを強要する日本政府の人権感覚なさは怒りを覚えます。ご健勝をお祈りします。

(井上英夫先生より、1月18日届いた田中さんへのお便りです)

# 旧友とのズームクラス会

(2024年5月19日) 山西 俊夫

5/19(日)、早大政経学部1年T組(ロシア語、中国語)1965年、のズームクラス会に初めて参加しました。問題意識の強い仲間同士でしたが、その中で東洋医学に関するやりとりを抜粋してご報告します。



5/19(日)

M. H さん： 久しぶりの山西さん、本当にお元気そうでした。

東洋医学のおかげという事ですが、我が家も漢方薬にはずいぶんお世話になりました。娘が小2の秋、2, 3度喘息症状があらわれステロイドを飲む事もあったのですが北里大学・東洋医学の松田邦夫先生の駒込の医院に行き、処方された漢方薬ですぐ症状が改善、続けて飲むうち、すっかり発作が出なくなりました。それから先生がお歳をとり医院を閉められるまで、大変お世話になりました。今回の続き 楽しみにしています。

5/20(月)

K. S 君： 山西さんの昨日の発表を聞いて、山西さんの人生において早稲田大学とその関係者と深く強いつながりを持っているのがよく伝わってきました。それにしても、久しぶりに拝見した山西さんの顔が、大変若いのに驚きました。

1Tクラスの中では一番若く見えますね。話を聞いているうちに、東洋医学との出会いが若々しく元気になっている源なのではと理解したところです。話が途中で終わったようですので、次回をできるだけ早いうちに再登場してくれるようお願いします。

今、「NPO 東洋医療を考える会」のホームページを検索したところ、山西さんが理事長を務められているのが目に入りました。実質的な責任者として運営されているようですね。

昨日発表の中でも、「鍼灸」が健康保険適用の対象外のため厚労省に陳情するとの話がありましたが、とりあえず小生だけですが署名を送信しておきました。

是非、本を送ってください。読んでみたいと思います。小生もフルスクール運営のNPO活動をお手伝いしていますが、運営資金や後継者等で苦勞しています。山西さんのNPO活動も苦勞は多いと思いますが、次に続けるよう頑張ってください。

S. K 君： 昨日はお姿を拝見、やや遅れてお声を拝聴(おかげさまでご子息のお姿も拝見できました!)。20年近く前に名古屋でお会いした時と、山西さん、ほとんど変わっていない若々しさに驚きました。M.Hさんといい、東洋医学の恩恵を実感されている方の話をまた伺いたいものです。体調を崩しているというクラスメートにもぜひ知らせたいですね。

H. K 君： 皆様、今日のご参加、おつかれさまでした。

山西君の登場で、新鮮味がありましたね。山西さん、今日の続きは 9 月に予定していただけませんかでしょうか。

6 月、7 月、8 月までスケジュールが決まっています。

皆さま、本日は、ありがとうございました。 IT H. K

いままで町田から渋川への移動日と重なったため欠席ばかりでしたが、今回「東洋医療との出会い」についてお話しする機会を設けてもらいましたので、調整して参加できてよかったです。これからも東洋医療の効用について一人でも多くの人に話しかけ友達の輪を広げていきたいと思えます。



## コロナワクチンの後遺症問題

医療や健康問題の記事をみるために、ときどき自宅近くにある渋谷区の図書館へ行き、週刊誌や月刊誌を見るのですが、最近その図書館で目にして驚いたのが、文芸春秋 4 月号に掲載されていた「コロナワクチン後遺症の真実」です。

福島雅典京都大学名誉教授の見解ですが、冒頭で次のようにワクチンの健康被害を述べています。

「従来の医学の常識からすると信じがたいことが起きている——。これが、新型コロナウイルスワクチン接種後の健康被害を調べてきた私の偽らざる思いです。」

福島氏は 2023 年 6 月に「ワクチン問題研究会」を有志の医師らと設立して、代表理事となりワクチン接種後の健康被害の研究に取り組んでいます。

健康被害者の立場に立って問題を解明し、被害者救済を進める医師や研究者、専門家の団体が結成されたことは国民にとってもうれしい事です。

ワクチン問題研究会のホームページでは被害者救済の呼びかけや手続きについても明らかにされています。患者被害の実態や患者救済方法の理解には大変勉強になります。

久下 勝通



福島氏の一般社団法人ワクチン問題研究会代表理事の挨拶をご紹介します。

(一般社団法人ワクチン問題研究会 HP より転載)

はじめに、新型コロナウイルス感染症によって亡くなられた方々、「ワクチン」接種によって亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、ご遺族の方々に、心からお悔やみ申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症後遺症並びに「ワクチン」接種後の健康被害で今も闘病されている方々に心よりお見舞い申し上げます

私たちは、「ワクチン」接種による遷延する副反応に苦しまれる「ワクチン」接種健康被害者に適切な医療を提供すべく、去る 2023 年 6 月 16 日、「ワクチン」接種による健康被害者と真摯に向き合ってきた全国有志医師の会を母体として、学術団体、一般社団法人ワクチン問題研究会を設立しました。

「ワクチン」接種による健康被害は、医薬品による有害事象の際分類体系である MedDRA では、ワクチン接種後症候群として分類されます。私たちワクチン問題研究会は、診断基準の作成、検査法の開発、治療法の探索、診療ガイドラインの策定等々を目指してすでに活動を開始しました。

人類医学史上初めての mRNA 脂質ナノ粒子製剤であるにもかかわらず、対リスク利益比について慎重かつ十全な議論も検証もなされないまま、ほとんどの国民に投与されて結局、何が起こったのでしょうか？皆様周知のように、厚労省は 2022 年 3 月に「ワクチン」接種後の遷延する副反応についての相談窓口を各自治体に設置するように通知しました。このことが全てを物語っているのではないのでしょうか？

予防接種法に基づく医療機関からの副反応報告は、2023 年 3 月 12 日報告分までで全「ワクチン」合計 36,301 件、重篤者 8,537 件に達しました。

予防接種法に基づく医療機関からの死亡報告は、2023 年 3 月 12 日報告分までで既に全「ワクチン」合計 2,059 件にも上ります。一方で、予防接種健康被害者救済制度による認定件数は、2023 年 6 月 29 日時点で厚労省に進達受理件数として、8,064 件が上がっていますが、審査率は 44.4%。副反応被害報告 36,317 件と死亡報告 2,059 件を併せた 38,376 件に対して被害救済認定申請率は 21.0%、副反応被害報告と死亡報告に対する認定率は 8.2%に過ぎません。

驚くべきことに厚労省に上がった死亡報告者数 2,059 名に対する死亡認定率は 5.0%にとどまっているのです 1)。早くなんとかしなければなりません。

「ワクチン」接種による死亡率は、上記数字から概算すると、100,000 人に 2 人、すなわち 0.002% です。「ワクチン」接種当初から半年以内に死亡率は 0.0017%と算出されていたので、事実上この死亡率は一定です。そして大半は「ワクチン」接種後 1 日から数日以内に亡くなっているのです。この死亡の実態に驚愕せざるをえません。

そして、これは氷山の一角に違いないのです 2)。

このようなことが起きたことについて、冷徹に事実を踏まえて徹底的に反省・総括すべきではないでしょうか？

2021 年 2 月にわが国で「ワクチン」接種が始まってから 2 年と半年が経ちました。

mRNA 脂質ナノ粒子製剤によって引き起こされた眼の前の惨禍をなかつたことにして、歴史の闇に葬ることなどどうしてできるのでしょうか？

私たちは、診療現場に足を踏ん張り続けて、知恵を結集し、この「科学・技術」迷妄の闇を切り開き、人々に、健康への希望の光を届けねばならないと決意しています。今、新たな向き合いが始まります。皆様方のご支援ご鞭撻を伏してお願い申し上げます。

---

埼玉県与野公園バラ園

